

Financial Adviser

9

No.178

SEP. | 2013

www.kindai-sales.co.jp

平成25年9月1日発行(毎月1回1日発行)
平成11年6月14日第3種郵便物認可
第15巻第9号通巻178号

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

ワイド特集

まだ間に合う! 中小企業の相続対策

生命保険を活用した対策事例とFPアドバイス

連載

知識のブラッシュアップに役立つ

FPマンズリーレポート

金融/社会保険/保険/税金/不動産

FP相談実践事例集

ライフプランニング/金融資産運用設計/

タックスプランニング



笑顔相続の ススメ

第6回

想いを書いていない遺言書は
もめる原因になるだけ

制限がなく自由です。

*

「遺言書」には、「長男に遺贈する財産 ○○株式会社株式 1000株(3億円)：」「次男に遺贈する財産 東京都世田谷区○○丁目○○番地の土地(5000万円)：」
というように財産の受取人だけを記載することが多いです、それで自分の相続対策は終わったと思いついでいらつしやる方が多いです。

この亡くなった父親は会社を創業して、死ぬまでその会社の株式をすべて所有していました。5年前に社長を退き会長となり、亡くなる時点では、長男が社長、次男が専務として会社を切り盛りしていました。

長男と次男は、父親の生前、仲良く協力して父親が創業した会社で働いていましたが、遺言書を見て兄弟はどのように思うでしょうか？

次男は「親父は兄貴を大切に思ってたんだ。俺が専務として社長の兄貴を支えていたのに、すべての株式を兄貴に相続させるなんて」、長男は「あの土地には、近い将来自分の家を建てようと思っていたのに」などと思うかもしれません。

中小企業の株式を分散することは、

長い目で見ると良いことだとは思いませんので、この父親の判断は正しいと思います。しかし、父親の真意が伝わらないために、この兄弟は相続を機に仲が悪くなってしまうかもしれません。遺言書を残す場合には、なぜその財産を受け取ってほしいのかを相続人に伝える必要があります。

「長男へ。社長の座を5年前に長男に譲り最初は不安もあつたが今では私よりも優秀な社長として会社を経営する姿を頼もしく見ていた。しかし、長男が安心して経営に専念できるのは、次男が影でいつも支えていることを忘れてはいけない。中小企業の株式は、最終決断者であり最終責任者である社長が、なるべく多く所有するべきであるというのが私の経営哲学だ。したがって、株式はすべて社長である長男が所有するべきだと思っている。驕ることなく兄弟末永く仲良くやってほしい」

「次男へ、専務として長男の社長をいつも支えてくれてありがとう。しかし、中小企業の株式は、社長がなるべく多く所有するべきであるというのが私の経営哲学だ。したがって、次男には申し訳ないが、株式はすべて長男に所有させるべきだと思

っている。その代わり、○○の不動産を次男に遺贈する。この不動産は、いずれ次男の自宅を建てるためにと、思つて取得した土地だから、自由に使つてほしい。私の亡くなった後も末永く兄弟仲良く、2人で会社を守つてほしい」

先の遺言書にこのような想いが書かれていたら、いかがでしょうか？
2人はきっと父親の真意がわかるのではないのでしょうか。

*

「想い」を書いていない「遺言書」は、「遺言書」があるために兄弟が仲違いしてしまうことがあると理解ください。そういうときには、エンディングノートを利用して「想い」を書き伝えてください。「想い」のない「遺言書」はもめる原因になるだけです。「想い」は「エンディングノート」で残しましょう！



小川 実
一般社団法人相続診断協会
代表理事
一般社団法人相続診断協会代表理事、
一般社団法人HOP代表社員、
税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。キックボクシングが趣味で、休日は週に1回程度、ジムに通う。現在はK-1のレフェリーも務めている。